

交通安全講習会

4月1日から自転車の違反に交通反則通告と反則金が課されます。
石神井警察署担当官を招き、反則となる具体例や自転車安全利用の5原則等の説明を受けました。
ご出席の皆様からは多くの質問があり、内容の濃い講習となりました。



自転車の違反に導入!

交通反則通告制度(青切符)

令和8年
4月1日から
始まるね!



©2011 練馬区ねり丸

警察官が自転車の交通違反を認知した場合、基本的には現場で指導警告を行います。ただし、その違反が交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反であったときは検挙を行います。

交通反則通告制度の対象となる違反行為の例と反則金額

<p>携帯電話使用等 (保持) 12,000円</p>	<p>遮断踏切立入り 7,000円</p>	<p>信号無視 (赤色等) 6,000円</p>
<p>通行区分違反 (右側通行) 6,000円</p>	<p>指定場所 一時不停止等 5,000円</p>	<p>公安委員会遵守事項違反 (傘さし) 5,000円</p>
<p>公安委員会遵守事項違反 (イヤホン・ヘッドホン) 5,000円</p> <p>※ 安全な運転に必要な音または声が聞こえない場合</p>	<p>並進禁止違反 3,000円</p>	<p>軽車両乗車積載制限違反 (二人乗り) 3,000円</p>

交通反則通告制度(青切符)の対象は16歳以上となります。

関連のホームページ

出典:警察庁ウェブサイト・警視庁ウェブサイト

警察庁サイト



警視庁サイト



練馬区交通安全課、練馬警察署・光が丘警察署・石神井警察署